

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131

通巻31号 89/7 (1部100円) 市芦救援会 発行人 玉本 格

第20回審理 8月28日(月)PM2~5 前田証人反対尋問

第21回審理 10月3日(火)AM10~12 前田証人反対尋問

第一八回公開口頭審理

なりふりかまわぬ任命主任制強行 市教委ぐるみの違法行為を白状

市芦救援会事務局

去る七月一日、前田証人の一方的都合により三ヶ月も延期されていた審理が開かれました。まず、六二年三月の定員内大量不合格者を出した後、管理職二人が終業式も出ず、六人の強配後も職場放棄をしていたために、校長が一方的に定め責任をもつと公言していた新カリキュラムの選択科目の確定・教科書購入の指定等をしなかった事を異例と認めさせました。

また、四月に職務命令で校務分掌が決定されたことについて、校長権限強化のために違法を承知の上で市教委ぐるみで強行したことを白状させました。つまり、助教諭や教員免許をもたない実習助手（共に非組合員）を、教諭を部長にあてるとした学校教育法に違反して部長に選任し、市教委もそれを追認していたという証言をひき出しました。

そのことは、従前は全教員の希望に基づく民主的協議・調整の上で決定されていた校務分掌を一切否定し、校長の意向を反映するための部長主任制を違法でも強行し、校長権限強化のために、定数削減を口実にして組合活動家を大量に強制配転したという、露骨な組合つぶし、不当労働行為性を一層明らかにさせることとなりました。

さらに、強配後の学校混乱はなかったとの証言に対し、大量導入された時間講師の度重なる交替による授業混乱など具体的事実を証拠書類で追及し、生徒に非常に迷惑をかけたとの証言をひき出しました。次回からは六人の強配の個々の事実追及に入りますので、多くの方々の傍聴参加をお願いいたします。

も／く／じ

第18回公開口頭審理

なりふりかまわぬ任命主任制強行 市教委ぐるみの違法行為を白状	市芦救援会事務局	1
違法承知で臨時職員 実習助手を部長に選任		2
近況 新しい椅子のすわりごち	西田正博	6
待つこと	市芦第3回卒業生 井原 健	8
芦屋の教育水脈に釣瓶をおろす	市芦救援会事務局	9
図太く、たくましく、こころで一つ反撃を	部落解放同盟芦屋支部長 山口富造	10
「健康で働き続けられる職場」と「留守家庭児童会の充実・発展」をめざして！		
芦屋市留守家庭児童会指導員労働組会	岩崎知子	13

違法承知で臨時職員

実習助手を部長に選任

終業式も出ず職場放棄

村田弁護士（以下村田と略）

六二年三月の入試で定員内で三三名もの大量不合格者を出しましたが、合格発表の翌日以降、学校に来られませんでしたか。

前田証人（以下前田と略）

え……、記憶しておりません。

村田 三月二三日の終業式は出ましたか。

前田 ……どうでしたか？

村田 あなたも教頭も終業式に出なかった。

前田 あの……私は出ておりません。

村田 どういう理由か。

前田 私は体調をくずして……（爆笑）

村田 終業式の時通常では教科書の購入とかの指示、選択科目の決定とかするのが、あなた方がいなくてできなかったんですね。

前田 選択については、生徒のアンケートが私の方に届いてなくて……

傍 あなたが来なかったからや。

市芦救援会事務局

村田 選択科目は決まっていなかったのですか。

前田 選択科目は並んで決っているが、それを何人の生徒が受講するか、そういうところが決っていない。

傍 何人の先生がいるかも決っていないやろ。

村田 決っていないのは異例でしょう。

前田 そうですね。（笑）

人事異動の確認事項を踏みにじる

村田 三月二五日に配転をはじめ知ったといわれたが、これまでにいくつかの先生方の人事異動をめぐっての確認事項があったでしょう。

前田 はい、人事というのは校内的には校長が決定するものですが、人事について教員からいろいろ意見が出ていくつかの協議はしている。

村田 事前に協議するという約束もしているでしょう。今回それをふみにじりましたね。

△以下、証拠書類で立証。甲第四三三号証—五

四年度人事について、『本人の意向を尊重することを人事異動の第一義とする。加配削減については手をかしません』、大角・滝山・森村三先生の配転（市教委に一年間）について、『市のヒヤリングをうけた時は直ちに本人の意向を確認して市教委に伝える』

組合との協議確約は無視

村田 六二年四月一日の件ですが、甲第四一四号証（校務分掌長）、学年主任を任命した。甲第四九四号証、五〇号証、「管理職として主任制度化に反対し、教職員と共に闘う」という確認をしていますね。それが、六二年度は協議もしないで主任を一方的に任命したのは、市教委の意向か。

前田 校務分掌については私の方で行うと、市教委には報告はしておりますが。

村田 校長の指導権をかえていくようにしなさいという話はあったのか。

前田 はい、市教委が校長会等で。

村田 主任制の実施については組合と協議するという確認をしておられたにもかかわらずなぜ協議をしなかったのか。

前田 あの……条例に従うということ……職員会議でお願いするものと思っておりました、確認事項で規制されることは……

村田 校長権限だから組合に言う必要はないと、一方的に貫徹しようということか。

前田 まあ、そういうことです。

傍 組合をだますための確認書か！

村田 従来の決め方は、先生方の希望に応じて、学年所属、担任、部の所属が校務分掌委が集約し調整して、各学年会議で各々決定され、各部、各教科で長を決める手続きですね。

前田 はい。

村田 それを最終的に職員会議で承認するということですね。

前田 はい。

村田 従来、先生方全員の総意、あるいは校務分掌委を通じて民主的に運営されておったんでしょう。校務分掌委は六二年三月にはありませんでしたか。

前田 ……私の方でしておりました。

村田 あなたが、六一年十一月二日に解散命令を出したでしょう。

前田 え……もう少し校務が正常に……

傍 異常やったんか。

村田 分掌委があると、自分の意志が通らないと考えたわけですね。

市教委ぐるみで学校教育法違反

村田 部長について、進路指導部長の井本さんは当時何才でしたか。

前田 六一才。

村田 県立鳴尾高校を退職勧奨で退職されて、私学の芦屋女子高校に一年いかれその後市芦にこられた英語の先生ですね。どういう身分の方ですか。

前田 助教諭です。

村田 臨時的任用職員ですね。六〇才定年制が実施され、定年をこえた方の採用は、通常嘱託という形ではないですか。

前田 それが多いようです。

村田 ではなぜそのような採用を。

前田 市教委がされた。私が優遇方お願いしたいと。

村田 あなたの紹介で採用され、井上教頭の先輩にもあたる方で、そういう経緯で採用されたんですね。

前田 ……

傍 情実採用やないか！

村田 市教委は、定年をこえてる人は嘱託でないとダメだといっておったでしょう。

前田 はい。

村田 にもかかわらず井本先生は助教諭として採用されましたが、部長にはなれるんですか。

前田 ……まあ私の方でお願いをして……

村田 学校教育法施行規則五二条三では、進

路指導部長は教諭をあてると、これは高校にも準用されるとありますが。

前田 まあ私の方でお願いしたと……

傍 法律違反やないか。

村田 法律に違反した方を選任したのは。

前田 あの……私の方では是非していただきたい……

村田 市教委から何の指導もなかったんですか。市教委は仕方がない、結構ですといったんですか。

前田 まあ学校での運用上で……

傍 違法行為を認めたんか。

村田 市教委は違法行為を追認したようなものですね。どなたがおっしゃったのか。

前田 ……当時の小林管理部長、溝田教職員課長からです。

村田 この井本部長は手当をもらってますね。前田 当時は受けとってなかったと……

傍 ウソ言わない受けとってるやないか！

村田 井本先生は組合員ですか。

前田 ちがいます。

実習助手を生徒指導部長に選任

村田 生徒指導部長の松岡先生は。

前田 理科の実習助手です。

傍 そんな学校どこにあるねん！ 無茶苦茶やないか！

村田 六二年度新学期において、時間割の編成、教科書の手配も例年に比べて相当おくれでしたね。

前田 教科書は四月十日頃に……

村田 だいたい、三月下旬から四月のはじめの新学期準備で非常に忙しい時に、あなたは四月一日以外はほとんど学校に来てない。四月九、十日は授業は。

前田 ……してると。

村田 テキスト、時間割も組めないというこ

教育改革強行で学校混乱

村田 先生方全体の意見を民主的に反映し、運営してこられたのが、さき程の話では反映しにくくなっているんじゃないですか。

前田 まあ……従来は校長が追従型であったのが、今度は指導型になったと(笑)

前田 必ずしも貫徹とは……

村田 校長分掌委の解散といい、この六人の先生方の配転と同時に、いろんなことが行なわれ、あなたの権限を強め、校長の意向ひいては市教委の意向が貫徹できるようにされていることじゃないですか。すべて。

前田 必しも貫徹とは……

村田 先生方全体の意見を民主的に反映し、運営してこられたのが、さき程の話では反映しにくくなっているんじゃないですか。

前田 まあ……従来は校長が追従型であったのが、今度は指導型になったと(笑)

ものになったんじゃないですか。

前田 そうとは解釈していません。

村田 校長権限が強化されたことは認める。

前田 はい。

村田 校長分掌委の解散といい、この六人の先生方の配転と同時に、いろんなことが行なわれ、あなたの権限を強め、校長の意向ひいては市教委の意向が貫徹できるようにされていることじゃないですか。すべて。

前田 必しも貫徹とは……

村田 先生方全体の意見を民主的に反映し、運営してこられたのが、さき程の話では反映しにくくなっているんじゃないですか。

前田 まあ……従来は校長が追従型であったのが、今度は指導型になったと(笑)

村田 教員免許はもってますか。

前田 ……もってない。

傍 なんちゅう学校や。

村田 教員免許ももってない実習助手の方が部長になっている。これも生徒指導部長は教諭でなければならぬということはご存知ですね。

前田 はい。

村田 それでも市教委はやむをえないと承認したんですか。

前田 ……まあ……あの……その件につきましては注意をうけて、その一年間で……二年目からは……

村田 人材が他にないということでは決まっていけないのに、どうしてこういう方を部長にしなければならぬのか。

前田 えー……生徒部長として、精通をしているのは当時はその先生で……

傍 他にいっぱいおるぞ。

村田 松岡先生は組合員ですか。

前田 はい。

村田 前年の秋に脱退した、非組合員になった第一号の人じゃないですか。

前田 ……当時……ちょっと記憶にありません。

村田 脱退した方ですね。そういう方といい、井本先生といい、あなたがいろいろいいやすい方を部長にしたんじゃないですか。

前田 あの……二人だけが当時組合を脱退しておったのではないと……

組合員を担任からはずす

村田 担任のことについて、神谷・吉沢両先生をどうして新二年の担任をはずしたんですか。従来はもち上っていくでしょう。

前田 吉沢先生は総務部長に、神谷先生は障害研の教科の責任者ということで。

傍 障害児をおとしてやるやないか。

村田 二人とも担任はしたくないといってたんですか。

前田 いいえ。

村田 かってにあなたが他の役職にして担任をはずしたんでしょう。

前田 お願いしたんです。

村田 お願いではなく、一方的に決めたんでしょう。

傍 お願いと職務命令はちがうぞ。

村田 別に障害研の先生をふやす理由もないのにふやして、二人の先生を担任からはずしたんでしょう。

前田 いいえ……障害研を教科的にも充実する……

傍 障害児を落とすといてようそんなこと言えるな。

村田 三月の入試で障害児を落としておいて、

とで授業はできなかったでしょう。

村田 甲第三七号証、四月十日から九月十日の時間割で、No.1とNo.8でありますね。こういうことは通常ありませんね。

前田 教科書がおくれたり、暫定時間割が四月の当初にあるのは、他の公立高校でもあることだと……

傍 そんなことあるか。他の学校を侮辱するなよ。

村田 生徒が一番迷惑しますよね。こういう形が異常だと言ってるんですよ。三月頃からのことで、あなたが学校にいなかった。教科書の入手がおくれる。カリキュラムも確定しない。時間割も編成できない。授業のできない日もあった。これが混乱でなくて何ですか。

前田 暫定時間割を組んだことが混乱だとは私は思いません。

村田 時間講師を入れられたといいますが、甲第五七号証、六二年度二年一組A君の場合の例でいうと、次々と講師がかわっていますね。

一九八七年度(昭和六二年度)の教科担当教員の交替例(二年一組A君の場合)

世界史 3

担当者 (1) 講師幣↓4/18 辞任↓自習↓(2) 4/25 講師伊東↓4/30 登校拒否↓自習↓(3) 5/11 教諭吉村↓療

そういうことをしておきながら、障害研の先生だけをふやして、そこに神谷先生をとくまわしたということじゃないですか。

前田 いえ……あの……

なりふりかまわぬ校長権限強化

村田 六二年四月一日、職員会議規定をかえましたね。甲第四二号証、職員会議規定ですが、なぜかえたのか。

前田 県立高校で職員会議規定を改定いたしました。阪神間の公立高校の校長会でいつも聞いており、あの……同様に私の方の学校もかえていったということです。

村田 従来から出ている、管理運営についていろいろ改革していこうとする一貫ですね。

前田 公立学校長会で二三年前からしているの、私の方もと……

村田 では、どこが変わったんですか。

前田 ……

村田 では私の方から言いますが、議長が公選であったのが教頭に変わった。単なる諮問機関にかわった。議案提案権が自由であったのが、校務運営委で決める。招集が議長団であったのが校長に。毎週定例開催が不定期に。

前田 校長が必要とする場合に招集すると。

村田 従来この職員会議は学校運営の中で重要な位置を占めていたのが、今度は形だけの

養休暇↓(4) 9/10 教頭井上↓(5)

10/1 講師竹内↓(6) 1/9 教諭吉村

数学II 3

担当者 (1) 1学期上野↓(2) 2学期米田↓(3) 3学期吉田

英会話 1

担当者 (1) 1学期シャーマン↓(2) 9/11 9/17 キムニカ↓(3) 9/22

1/12 ビショップ↓(4) 1/12 1/22

ケル1日だけ授業↓(5) ビショップ

これで混乱がないといえますか。いかに生徒に迷惑をかけていたかわかるでしょう。三教科の授業だけで一回も担当者が交替している。こういう事実をもとに、生徒から「わかる授業」をしてほしいと、混乱をおこさないでくれという要望が次々と出されたんですよ。

前田 はい、とくに二年一組にこういうことがあって、これらの生徒諸君には非常に迷惑をかけたと思う。

(以下、混乱の事実と、生徒や教師の側の「わかる授業」に対する要望が、次々と証拠書類として提出されました。)

近況

新しい椅子のすわりごっこ

西田 正博

御無沙汰致しております。

市芦を離れて二年とちょっと。市芦で『教師』にしてみたら者として、他校に転動して、対生徒観のズレにとまどうばかりです。やっとこの頃、椅子のすわりごっこも違和感がとれて来て、自分の椅子になってきたところでは。

生徒切り捨てで完成する生徒指導

開校十年目、新設当時の「荒れ」を「厳しい生活指導で克服した」という教師の認識は次の例にもあらわれています。離任式での中堅教師の挨拶——「高校生を四つに分けると、①勉強ができて社会性のある者。②勉強はできるが社会性のない者。③勉強はできないが社会性はある者。④勉強もできず、社会性もない者。実社会で求められるのは、①の次には③である。諸君は①は無理だから③をめざせ。」有名進学校での全校集会でのザワつきをひきあいに出し、この学校の生徒の整列ぶりはみごとに社会性であると評価するわけです。

この教師に限らずたいいていの教師は、生徒の為を思っ心からそう思っています。この時の挨拶をHRや授業の中で何人もの教師が引用して説教を垂れたという事を自慢げに話しているのを後で聞きました。

しかしこの『社会性』たるもの、連帯責任を口実に、グラウンドでの全員正座（制服のまま）の強制や、各種体罰ストレスのペナルティーを背景にした、物言わぬ生徒作りの成果に違いなく、部活動や各種行事は教師のマニアルに基づく必死のテロ入れによって、かろうじて成立しています。

たぶん中途退学者の実数は大阪府下のワーストファイブには確実に入っているでしょう。しかし教師の大半は「全体に悪影響を及ぼす『指導に乗らない生徒』の退学はやむをえない。」と思っています。厳しい生活指導は生徒の切り捨てで完成するのです。

生徒数の急減期に向けて、管理職主導の特色ある学校作りの具体案が先日職員会議に提案されました。出てくるのは主要教科を軽減させるコース制。情報化＝コンピュータ授業

消化です。教室の中でもごくまじめで目立たない女子生徒（学年主任によると、本校の模範生）が授業料免除申請をしているので、ごく普通にならなく、なぜですかと聞いたのです。

お父さんが体をこわして働けないこと、家計はお母さんの働きによっていること、言いにくそうでした。進路の希望が、犬のトリミングの専門学校という事だったので、働かなくて大丈夫なのかと、ごく単純にきました。すると突然この子が泣き出してしまったのです。私の方がびっくりしてしまいました。手のかからぬ子として、何の指導も入っていないまま、生活のことを自分の進路にからめて問われることもなく、密かにあこがれていたペットショップへの思い入れを、担任が土足で踏みにじったからなのでしょう。

この子は私との関係の中で、就職する事に希望を変更していきました。今年の会社訪問で就職先を訪れた時も、朝早い職場で頑張っている様子を見る事ができました。ちょっとの出会いで、自分の足もとを見させる事ができたと思っています。逆に言うと、それまでは何の指導もなされていなかったという事なのでしょう。

二人の処分生徒を抱えて

もう一人の人身事故を起こした子は深刻です。きわめて低学力、それに加えて、無口で何をきいても返事が思うようにできないわけです。生徒指導部の担当の者は、そんな個人の特性を考慮に入れることは不平等だという事で、通常の謹慎の形式を要求し、本人をますます落ち込ませる結果になっています。友

と、どこかで聞いた内容です。21世紀を担う人材の育成という管理職作成のキャッチフレーズには失笑しつつも、「できない子」に難しい事を教える困難さを回避するというあたりで、賛成多数となっていく図式です。厳しい生活指導と多様なコース制、どこでも上の考える事は同じだなあというのが実感です。教師集団がそれに対抗していくか、補完していくか。市芦での闘いの質に習いたいと思います。

突然生徒に泣かれて

進路の面では五〇〇人中四〇〇人が就職していくという現実。さらに加えて大人しくて先生の言う事に従順なだけの「まじめ」な生徒は、就職試験でどんどん落ちて来ます。市芦で担任をしていた時にはよく見られたことですが、学科試験は下の方だが、面接はトップなので採用するという例はまれです。進路指導部の教師達は、生徒指導部主導の体制は決してよくないと漠然と感じつつも、好景気に支えられ、次々と、会社斡旋をつづける作業をしています。

こういう学校体制の中、二年前転勤してすぐ、三年の担任をやらされました。生徒の実態が分らないまま、機械的に授業料免除申請の担任員申、進路面談等々、スケジュールの

人関係の中で、かろうじてポツリポツリとしゃべるこの子に対しても外出は禁止、外部との電話もダメという謹慎生活は、結果的に、うす暗い家の中で（東大阪の低湿地帯での老旧アパートの劣悪な住環境を想像して下さい）大型テレビを見入るだけの生活に追い込んでしまっています。私が行っても返事すらしてくれません。学校へ行く意志がないのかというと、そういうわけではなく、なんとか友人に支えられて、（私が彼の親友に家へ行くようにたのんだのですが）課題をしあげ、反省文を書いたのです。その作文を声に出して読むように言っても、うつろな目をキョロキョロおちつきなく動かすだけなのです。学校の規則からすると、謹慎解除の見通しがたないので、ほとほと困っています。他の同僚は退学すべき生徒という受けとめ方をしてしまっています。

こんな現状なのですが、それでも椅子のすわりごっこは転勤当時より、だいぶ良くなりました。私の職場という感じがしてきました。私がこの学校に慣れて来たからでしょうか。

私のいまいる職場が市芦の行きつく先の一つを示しているのではないかと思います。

「待つこと」

市芦第3回卒業生 井原 健

入院中、脳外科病棟ということもあって後遺症をもつ患者が多かった。また、薬の影響からか動作がゆっくりとしている人も多い。そのなかにMさんもいた。二五才ぐらい、車椅子の生活である。機能回復訓練の毎日である。車椅子を動かすのもゆっくりしている。一押しすれば止まり、また一押しすればしばらくじっとしている。病棟のエレベーターから病室まで約一五メートルを三、四〇分か

見たままじっとしている。なんとなく視線を離してベッドに入れなくなる。私も入口でじっと立ってたま笑顔に答える。時間は経ってゆく。看護婦は手伝わす「がんばって」と、励ます。一〇分は経ったろうか、だがまだまだ遠い所に居る。側を通った看護婦から、「やさしいわね、待っていてくれるの」と言われた。そのとき初めて待っていることを意識し

た。看護婦の仕事は忙しく待つことは出来ない。待っていれば職務怠慢になる。同室者だからできたのだろう。彼は、もち挙げたカーテン・ゲートをくぐる。「おかえりなさい」と言うのと、ニコッと頷いた。待つ、とはどんな行為なのだろうかと考えた。さしあたりMさんを待つとは、彼を心に止め、顔を見、笑顔で視線を合わせていることだった。相手にこちらの都合をおしつけず、相手のテンポにあわせていることだった。これまで仕事をすなわで、なかなかできなかったことである。対する相手には「何なにしてほしい、早く」と言う意志がどうしてもでてきた。相手の思い、感情、今ある能力を省略し、自分にとっての結果で待ってしまいがちだった。Mさんを待つ、というときは、「早く」という気持ちではなかった。Mさんのペースでたどりつけば良いので、その間、私は楽しんで待った。待つことは、相手の意志人格を尊重しそれをさまざまに仕方で支えることでもあるように思えた。意志は他者になかなか伝えられない。Mさんのように言語障害があればなお

のことである。語りかけを含めて、行為の過程を重視し、じっと見守ることの意味を彼から知らされた。またMさんは、私が「待つ」意味を私なりに感じ理解することを、じっと待っていてくれたのかもしれない。カーテン・ゲートをくぐったのは私でもあったのだ。声を懸けた看護婦も、待つ姿をその人なりに感じただろうと思う。その場でMさんが見えなかったら、翌日の申し送りと同僚に「Iさんに異常行動あり。一人でだれも居ない方に向って手を振る、しかもニタニタしながら。観察の必要あり。」と報告したであろう。私も「今日は何日ですか。ここは何処ですか。住所を言ってください。」などと質問攻めに晒されるところだったろう。

ふと思う。人間というのは、誰かにいつも待ってもらっているのではないかと。日々の生活で、いろいろ感じる考え、試行錯誤してまだ見えないものに向っているが、自分で決断しながら歩んでいても、それを見守っていてくれる、ひとがいる、と。Mさんに逆に、見守られ待っていてもらったことから、このことを感じた。

「芦屋教育を問う」交流会開く

芦屋の教育水脈に釣瓶をおろす

市芦救援会事務局

陽射の強い夏の日、セミ採りから帰ってきた子どもらは近所の共同井戸から釣瓶で水を汲み上げ、桶に口をつけてむさぼり飲んだものである。その水の美味しかったこと。井戸水は今も枯れずにひたひたと井戸の底できらめいているか。

「芦屋教育を問う」と題して市芦分会・救援会が呼びかけた教育井戸端会議が七月八日に開かれた。芦屋の教育水脈を探りあてたい、小さな流れを合わせてみたい、枯れたとみえた井戸には誘い水を注ぎ、豊かな水脈からは思う存分汲みつくしたい、そんな気持ちから呼びかけられた小さな集会でした。

芦屋の教育に秘かに心を痛めたり、しぶとく異議申し立てを繰り返したりしてきた人々がそれぞれの思いや考えを交わせあう場となりました。

最初に釣瓶を降ろされたのは最年長の井原さんでした。大正・昭和時代まで深く降ろした綱をたぐり、たぐり寄せられ、会の基調をつくり出されました。

七五才になる今もなお現役として教育とは何かを問い続けずにはおれないのは、戦前の天皇制軍国主義支配下を教師として生きることにある。師範を卒業する時、校長は泣きながら天皇の赤子をあずかって育ててほしい、と皇国臣民教育を訴えた。しかし、一方では大正デモクラシーの時代に育ったのか、ペスタロッチの「隠者の夕暮」を教材として人間をつくることを教えた教師もいた。あの昭和の時代にもふた色の先生がいた。戦後になって、子どもを育てようとした時、赤紙一枚で子どもの生命すら守れず、国家や戦争とのかかわりに目を開かざるをえなくされた。

「親の手の中で子どもは育つ」という意識に安住することはできなかった。育ち行く子どもとともに、子どもの人権を問うた時、市芦の創設運動に取り組んでいた。「高校へ行けぬ」という子どもの声を耳にした時、「市立高校の設立を願う母の会」が動き出していた。同時代を生きたということで、戦前回帰の動きに「もって年寄りが怒らなアカン」と玉

本さん。教師がだまされたらアカン、団結せなアカン、と戦後すぐに教職員組合を作られたこと、本当の個性尊重とはすべての人間を大事にするという人権意識の上でなければならぬことなど熱をもって話された。特に現在進行中の「定通つづし」には心底から憤りをおさえきれない様子でした。前回の市芦公平委審理にもふれられ、組合弾圧が犯罪であることの追及と現在子どもたちが一番しんどいところへ追いやられていることの追及が明快にされた、とつけ加えられた。

井原さんとずっと活動を共にしてこられた山田さんも控え目に軍国少女としての自分の体験を風化させぬ決意をもらされていた。

芦屋の教育と教育運動を考える上で、もっとも根底的な批判の立場を貫いてこられた山口さんがおだやかに、ずしりと腹にこたえる話をされた。(別稿掲載)

P.T.A活動から芦同協の運動に参加してこられた本田さんからは、子どもの進路の選択がもっと豊かにならないものか、との問いかけがあった。それに応えて玉田さんからは現在の学校が選別機関としての機能を最優先させ、学校が不公平を永続させる場所になっているとの指摘があった。中学二年位の段階でランクづけで、子どもの将来が決められてしまう状況の中を子どもが生きていることを余儀なくされていること、そのような学校文化状

いろいろな教育面では闘いもやってきたんですけどもですね、やっぱり私は、一人ひとりの子供をですね、その子供に対してどうすれば教育権が保障されるか、で、労働の権利が保障されるか、そういうところから見る訳なんです。

ずいぶん年数たつとんですけども、今は、上が勝手に理由付けて、親の願いや子供の願いを飛ばしてですね、「国際化」とか、「多様化」とか、なんかひょっと聞けば耳ざわりはええけども、全くけしからん、そういう方向にきておるん達うかなと思うんです。そのことが、芦屋市学校教育審議会の「これからの芦屋市立高校のあり方について」、この答申を読むと気がくるいそうですね。

過去、教育委員会も納得せざるをえんことまで追い込んで、教育委員会を引きずり込んで、教育を打ち立てていくとしたんですけど、いま、全く逆にですね、どれだけ反動化を教育委員会が中心になって進めていってるかですね、こういうことが、見事に表れているんじゃないかと思えます。その前から臨教審路線が進行していったるわけです。そういう問題がありまして、大変な時期やなと思うんですね。

このままで行くと大変なことになる。これから一つ反撃を開始しなければいかんのと違うかと考えておる訳なんです。

経済状態で輪切りされる「学力」

低学力だから切り捨てるといふのはけしからん。部落のなかで実態調査しましても、部落の中でも成績は家庭の経済状態に恵まれている順から成績が並ぶ。経済的に厳しいところで生活している子供はやはりですね学力が低い。テストの結果だけではわかりませんけれども、見事にこう並ぶわけですね。そういう所からみると、やはり、部落の中だけに限ってみても、部落差別を大きく受けておるところの子供が学力がふるわない。それを、学力が足りないから高校はいけない、どっか受け取ってくれる学校があるか捜してみる、そういうふうな教育しか市はしていない。

芦屋の学校で取りこぼした子であれば、芦屋の高校に受け入れて、そこで、三年間でですね学力を回復する取り組み、また、まともな生き方を身につけていく取り組み、そういうことをやるべきである。前やったら、先生方と手を組んで教育委員会へ言えばそれが実現できた訳です。教組の運動としても学校増設運動、すなわち高校全入運動がありまして、私どもは解放教育を中心にすえた高校全入運動でなければ、差別教育の中にどっぷりついてもしかたがないんじゃないかという、そういう考え方から、時期的にもそういう時期や

万人が教育権と生活権を有す

教育基本法は、昭和二十二年ですか。「その能力に応じて教育を受ける権利を有す」しかしながら、部落ではですね、やっぱり、食糧難、それから敗戦後仕事がありませんからね、敗戦前からもうそうですけど、で、郡部へ食料の買い出しにいく。これは統制違反になるんですけど、子どもを皆連れていくんですね。子供は子供なりに小さな荷物を背負う。そして、帰ってくる。そういう仕事、食べ物を確保するためにやっていたから、ほとんど

況に抗する闘いの一つが「市芦」であったのではないかと、改めて市芦の位置を問われた。この話を受けて「教育を考える市民の会」の中村さんは次のように話された。競争原理の最も徹底して貫徹されているのが企業であり、職場である。大企業の多くが学歴別賃金表を持っており、親が学力より学歴を期待するのは自然なことである。その中で親である一人ひとりの労働者が何を価値として生きているのか、を大事にしながら教育を考える回路をさぐりたい。中学現場で苦悶される加納さんからは、教育つぶしのきつい状況の中で実際のしんどさが内側にあることを進路指導を例として訴えられた。その中学教師らの闘いをひそかに見つめる親の立場からのメッセージが杉田さんから届く。精中に在学した娘の持ち帰る社会や英語のプリントを娘と二人

図太く、たくましく、 ここらで一つ反撃を

部落解放同盟芦屋支部長 山口 富造

教師と共に進めてきた教育改革運動

昭和四五年の秋ごろから、上宮川会館といつて兵庫県で最も小さい木造の隣保館で、学

で楽しみながら学習されるという。昨年の市芦への入学闘争で、口惜しいことと仲間ができてうれしいことの二つを味わったという永岡さんは、先日息子が近江鉄道を一夜占拠するというたくましさも出てきたと楽しそうに語った。中二の子どもをかかえる北川さんは「0点でも高校へやりたい」と市芦への想いを深くされる。市芦へ行けなかった子、中退せざるをえなかった子、障害者を持った子らが芦屋の地の中で人間としての尊厳が回復されるのか、と静かに抗議される茶谷さんの話は次回九月二日の楽しみとされる。ともあれ、名に違わず井戸端会議らしい話の輪を咲かせた。

第二回学習会のお知らせ

九月二日(土) 午後一時半
市民センター三〇三号室

校へ行きとうても行くことができなかったこと、また高校へ行きとうても経済的に行けなかったこと、あるいは、小学校へ行けたけれどもその教育が何であつたかという強烈なぶちかましをやりました。

そこで、普通やったらなにぬかしとんねんということ喧嘩別れになるんですけど、真剣に受け止めてくれはって、教師も頑張るやいうて、教師と一緒にやってまとめたんが、五項目の教育要求です。

ちょうど解放同盟が出来たてですね、四六年から教育闘争ということで、当時の教育長の差別発言に対する糾弾闘争を、また芦屋だけの問題違うと、県の教育委員会の責任を追及しようやないかいいうて、県教委まで突っ込んで行って、二年がかりで加配教員を確保し、進学保障の制度については、県教委にも認めさせて、県芦も含めて進学保障の制度を作らせて行った。

当時、解放同盟員が一〇名なんです。村の中では自治会でやっていましたんで、別に解放同盟作つたんで、これ分派活動なんですね。村の中では袋叩きになりもって、市芦の先生に協力してもらって、私ら、支部作つたときから、市芦の先生は同盟員やと思っとる訳なんです。

親の願い子供の願いを踏みつぶす市教委

つたんかもしれませんが、いまは全く逆の方向で、なんか切り捨てるのが学校の改革の方向になんておるんではないか。

ものすごく腹がたつんは、多くの市民が市芦に対して批判をしようという。市芦へ子どもを行かさない市民がいうやつを、本当に市芦へ子どもを送っている親がどう考えているのか、そこで批判が出て来るんやったら市芦の先生と協議して良くしていけばいいんです。だからその、行かさない親が、なんか市芦があることが、人権教育を中心にすえて、教育権の保障をやっていく営みがですね、なんかそれがあつたために芦屋の教育が悪くなるちゅうな、そういう所までできてしまつとるんではないかなと思うんです。

の子供が、学校へ行けてないという事実があるんです。これはまあ、敗戦前、敗戦後しばらく、ほとんどの子が学校へ行っておりません。それからどうにか学校へ行けるような時分に、学校へ行かん小さい子を小学校の子が、下の子どもの面倒を見て学校へ行かない、という状況があちこちにありましてですね、教育委員会と相談しても、「やっぱりむずかしいですな」というだけで放置されてしまう。そういうところから、やっぱり、親が病気になるってなるとか子どもを学校へ行くようにせなあかんと、そういう学校へ行けないという課題がものすごい多かったんです。

それから、年寄りですね、ごろごろ家で寝込んで。医者に見てもらえず、僕も昭和四四年に館長になったんですが、地域に入って行ってびっくりしたんですけれども、あんまりよくけ年寄りが寝込んで。車で皆芦屋病院へ運んでですね、病院の方は、先に治療代はどかが払ってくれるんかというんですね。医は算術であってはいかんではないか、まず治療が先やるいうて、まあ立て替えて払うたやつもあるし、で、そうそう払われへんから、もう払わずに済ましたものもあった。その当時の地域ちゃうか、貧しいからね、国民健康保険がかけていないから、保険証ないんです。国民皆保険いうてもやっぱり現実には保険証を持っていないから、医者へ行けないし、医

者へ行っても、行ったらなんぼかかるか分らんからですね、恐くて行けない。そういうふうな生活実態があった訳です。

それから、学校へ行けなかった人たちがですね、女の人が市場へ買もんに行きますけれどもね、値段札が読めへんのですね。だから、しょっちゅう行っているから、大体の相場いうもんは、値段はだいたい分かる。だから、一つ買っては、千円札を出して釣りはこうポケットに入れる。また、千円札だして買う。そういう買もんをするんです。

それから、自治会ができてから初めて観光バスで奈良へ連れていったんです。そうしますとですね、駐車場に入りますと、着物の裾を押さえてですね、あっちへ走り、こっちへ走りですね。手洗いがどこにあるか、表示があるんですね、字が読めないもんだから自分の目で確かめな分らないというですね、そういうふうな不便さですね。

教育保障と仕事保障は最大の願い

そういう面から、なんとしてでも教育をつけさしてという、親自身は学力志向になっってしまう訳ですけど、やむを得ないことですね、いまだにやっぱりですね、教育わからんまま、なんとしてでも村のですね子どもを守っていききたい。ところが、村の子どもだ

け守る思って守りきれないものでもないですね。だから、見事に打ち切られてきておる。そうしますと、外と一緒になって守っていかんと力にならんのではないかなと思う。立場の違いとか、いろいろあるけれどもですね、そういうことを考えています。

最近若い子が、五人、就職試験受けて、五人とも失敗して、進路保障度0ということになると、頭を抱えざるを得ない。そうしますと、教育受けられないと仕事につけない、仕事につけないとですね、生活できない。生活ができないとですね、またその子どもに教育をつけることができない。そういう悪循環になる。

国が反動化しよる、県が反動化しよる、で、市が反動化しよる。そういう面、やっぱり解放運動が押しつぶされるか、それに抵抗して図太くやっていくか、それぐらいしかないん違うかと、そのように思うんですね。

それとも一つ。市の同和対策審議会答申と学校教育審議会答申、私はかなり違うと思うんです。二つの答申は相反するですよ。教育委員会へまた一回、どっちの側でやるんじやという、そういう迫り方せないかんのと違うかな思っと思います。

「健康で働き続けられる職場」と「留守家庭児童会の充実・発展」をめざして

芦屋市留守家庭児童会指導員労働組合

岩崎 知子

今年三月、芦屋の地で女性だけの小さな、それでいて元気な労働組合が生まれました。一年契約の非常勤嘱託の組合誕生は、劣悪な労働条件に対する当然の改善要求のみならず、指導員として目の前にいる幼い子供達をとりまく教育条件の切り下げへの怒りを内に秘めているが故に、退けぬ闘いとしてあったと思います。

市芦と同じく交渉相手が市教委という仲間であり、「教育改革」という名による「行革」「教育合理化」との闘いについても、地域で共に働く仲間として、交流を深めてゆければと、お忙がしい中、とりくみの紹介をいただきました。

留守家庭児童会の現状

芦屋市の留守家庭児童会は、社会教育に位置づけられ、市内九小学校に一学級ずつあります。学童保育が公設公営で実施されているところは数少なく、制度化もされていないので運営方法もさまざま。指導員の身分はといえば、どこも不安定な状況におかれています。女性労働者も増え、子ども達を取りまく環境をみれば、遊び場も少なく、また競争的教育の中で、塾、習い事に行く子どもが多くなるなど、子どもたちが地域の中で、すくすく育つための環境は年々悪くなる一方です。

このような社会的情勢を考えれば、留守家庭児童会の充実は、行政として責任を持たなければならぬのは当然の事でありながら、現実には、この事業にかける予算は非常に少なく、行革の流れの中、児童会の統廃合や民間委託化などの動きさえも強まっています。

このような当局の姿勢は、私たち指導員を一年契約の非常勤嘱託という大変不安定な身分のまま放置し、労働条件も大変悪く、低賃金の上に有給休暇も少なく、病気になるって何の保障もなく、交通費もバス代の片道分しかでません。何年働いてもやめる時には、一円の退職金もなく、女性ばかりの職場でありながら生理休暇、出産休暇、育児休暇もなく、

また一年契約という事で、毎年履歴書提出を義務づけられ、提出しなければ首を切られます。このような劣悪な労働条件の中で、これまでにも多くの仲間が職場をやめていきました。

指導員が安定していない事や、どこかで無理をしながら働く事が、児童会に通う子ども達にとって決断していい教育ができるはずはありません。安上がりの教育をめざす当局は、留守家庭児童会の教育条件も、どんどん切り下げてきています。

組合結成—あたり前のことを要求し続ける

私達指導員は、このままでは、私達が健康で働き続ける事はもちろん、子ども達を責任もって育てる事も困難な状況であると危機感を持ち、指導員同士の話し合いを何度も重ね、また枚方市の同じ非常勤という身分でありながらも、組合を作り一つ一つの権利を勝ち取っている指導員の仲間などとの交流もしました。その中で私達一人ひとりとは弱くても団結して、闘う事の大切さを学びましたし、女性ゆえの労働、家事、育児をこなさなければならぬというしんどさを抱えながらも、今勇気をもって私達が立ち上がらなければと、三月一七日に労働組合を結成しました。

組合を結成し、継続雇用、時間オーバー分

の賃金保障などを要求し、交渉を重ねていますが、当局側は、制度化されていない事を理由に、「留守家庭児童会の事業は、一年ごとの非常勤嘱託でできる仕事である」「今の労働条件のどこに文句があるのか」と、私達の働く者の要求としてあたりまえの「来年も安心して働ける保障がほしい」「健康で働き続けられるための条件を整えてほしい」というささやかな願いさえも、今だ受け入れられずにいます。

また、新学期がはじまったばかりの四月中旬には、異例の年度途中の異動が一方的に行われました。しかも、対象者は、妊娠している指導員と長期療養の指導員、そして組合執行委員が二名です。妊娠している人を、坂道を登らなければいけない学級へ、長期療養の人の「元気になるれば、元の学級へ戻ってがんばりたい」という気持ちも無視した、本当に非人間的な異動です。私達組合の力及ばず、異動は強行されましたが、指導員全員、当局への怒りがわきましたし、団結も強まりました。さらに今後も、長期療養中の指導員の代替指導員要求などを引き続き行っています。このような厳しい状況の中で、今回はじめて、夏期一時金も自ら要求をし、交渉をもちました。

「交通費を月一万円以上、自己負担している人もいる」「この一時金では、家計の赤字

うめもできない」「扶養手当もない中で、子どもをかかえている人はどうなる」と訴えても、当局は、「一時金がでてなかった時もあるのですよ」「十五年働いている人も、たまに十五年働いているだけです」「家庭の事情は個々あるが、関係ない」と、嘱託なのだから、正職員と差があつてあたりまえだという態度に終結していました。

私たちには、人間らしく生活する権利はないのでしょうか。当局は、留守家庭児童会とそこに働く嘱託指導員を軽視する姿勢をあらからさまでにしただけでした。

次の一歩を勝ち取るために

私達も、正職員の人と同じように、自分の仕事に誇りと愛着を持って働いていますし、

生活もかかっています。

今まで、なにかもがまんさせられ、自らも、「嘱託だからしかたがない」と、あきらめてきた私達ですが、当局の悪らつさが明らかにになるにつれ、ますます団結を強め、「私達も人間らしく働き続けたい」「留守家庭児童会の教育条件を整備しろ」と要求し続けられるねばり強さや、労働組合としての力をもっとつけていかなければと決意を新たにしています。

そして、同じような劣悪な労働条件で働く嘱託、アルバイトの仲間や自治体で働く仲間、また教育現場で働く仲間や留守家庭児童会の保護者の方々とも手をつなぎ、共闘の輪も広げていかなければならないと考えています。

活動日誌 へ抜粋 1989. 6. 15～7. 15

- | | | | |
|-------|--|-----|--|
| 6. 15 | 芦屋地労協常任幹事会。事務局会議。 | 29 | 地労協「反行革交流会」に参加、市芦分会から「教育改革」の実態報告。法対会議。 |
| 20 | 法対会議 | 30 | 通信No 30 発送 |
| 22 | 市芦管理職交渉（組合事務所・休憩室の確保について）。夏期一時金分会決起集会。 | 7・1 | 第一八回審理。麦の家学習会に参加。 |
| 23 | 共同購入実施。 | 8 | 「芦屋の教育を問う」学習会開催。 |
| 26 | 事務局会議。 | 10 | 事務局会議。 |
| 27 | 兵高教組本部中執・支部長と分会の協議（反弾圧闘争の強化について等） | 13 | 法対会議。 |
| | | 14 | 事務局会議。 |